

令和5年12月期 和泊町農業委員会定例総会

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和5年12月22日(金)午前9時～
2. 出席委員(23人)
農業委員：野村会長、加納委員、大福委員、大里委員、松田委員、三島委員、
今井委員、東委員、山田(定)委員、榮委員、山田(兼)委員、皆吉委員、
村山委員、川畑委員、
推進委員：山田(隆)委員、早川委員、田浦委員、川間委員、久富委員、里村委員、
亘委員、大江委員、前田委員
3. 議事日程
 - (1)議事録署名委員の指名
 - (2)議事
議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農用地利用集積計画(基盤法)の作成について
議案第48号 農用地利用集積計画(機構法)の作成について
議案第49号 農用地利用集積計画(中間管理事業特例売買事業)の作成について
議案第50号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
4. 報告
合意解約に関する報告
5. その他
次期総会について
日時：令和6年1月23日(火)午前9時～
場所：和泊町役場 結ホール
議案提出締切日：1月15日(月)午後5時まで
現地確認調査日：1月16日(火)午後1時30分から
議案発送日：1月18日(木)
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 西村 雄次 事務局係長 名越 美希
事務局主査 先山 照子 任用職員 勝男 麗
作成者：勝男 麗

○西村局長

それではただいまより令和5年12月期の農業委員会定例総会を開催いたします。本日の出席委員数は13名、村山さんは後で来ますので、定足数には達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長より挨拶をお願いします。

○野村会長

おはようございます。ちょっと寒い日が続いて苦手ですので大変ですけれど、お互いに頑張りましょう。先月はありましたけど今月はあまり会議に呼ばれることはなくて、会議に出席していませんでした。以上です。

○西村局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事進行を会長をお願いします。

○野村会長

はい。それではいきたいと思います。議事録署名委員を皆吉さん、村山さんと私3人でいきたいと思います。よろしいですか。
(異議なしの声)
それでは議案にいきます。議案の第46号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、審議をお願いします。説明をお願いします。

○西村局長

説明をいたします。2ページ目をお願いします。申請番号1番、所有権移転、有償です。土地の所在が根折松野俣原〇〇、畑、農振農用地、902㎡、1筆です。譲渡人が根折お住まいの〇〇氏。譲受人が根折お住いの〇〇氏です。申請事由がその他資金、経営規模拡大ということです。続きまして、申請番号2番。所有権移転、有償、土地の所在が国頭後蘭仁〇〇、畑、農振農用地、2991㎡他2筆、合計3筆で7042㎡。譲渡人が、愛知県お住まいの〇〇氏、譲受人が国頭お住いの〇〇氏です。こちらは反あたり〇万で、農業委員のあっせんによる売買となっております。以上2件の申請は農地法第3条2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。審議をお願いします。以上です。

○野村会長

それでは1番からいきたいと思います。山田さん何かありますか。

○山田定委員

ハウスの奥でちょっと周りも山になっていて使いにくい。

○西村局長

牛舎から上って一番奥の突き当りのところです。

○野村会長

何か質問ありますか。

○山田定委員

もう〇〇氏しか買う人がいないみたいで、そういうことになる。

○野村会長

(スクリーンをみて) 赤いところ道路なんだけど。

○西村局長

町有地道路ですね。払い下げ申請があつて多分払い下げになると思います。ここも畑として使うということで町から買う事になっています。

○野村会長

そういうことです。よろしいですか。
では次2番目。川間さん、何かありますか。

○川間委員

特にはないです。

○野村会長

全てなの、〇〇氏の所。これで全部売れるってことだね。
それでは採決をしたいと思います。
質問はないですか。それでは1番2番と許可していいですか。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので、許可をしたいと思います。

それでは次にいきます。

議案第47号、合わせて48号、49号まで。

説明をお願いします。

○名越係長

では4ページの相対の基盤強化法からお願いします。

申請番号1番、畦布上屋武川〇〇、面積1684㎡で、更新の賃貸借になりまして、所有者が兵庫県にお住まいの〇〇氏。借りられる方が、畦布の〇〇氏です。

契約開始が令和5年12月31日からの2年間になります。

続いて申請番号2番、大城大久保〇〇、1255㎡、他1筆合計2室で全面積2917㎡。こちらも更新の賃貸借になりまして、貸主が千葉県にお住まいの〇〇氏、借りられる方が大城の〇〇氏です。契約開始日が令和6年の1月1日からの10年間です。次に申請番号3番、永嶺田尻〇〇、1172㎡、他2筆合計3筆で、全面積4677㎡です。

こちらも更新の賃貸借になりまして、貸す方が、神戸市の〇〇氏。

借りられる方が和の〇〇氏です。契約開始日は令和6年1月1日からの3年間になります。

申請番号4番。国頭西甫仁〇〇、面積が1465㎡。こちらは新規の契約になりまして、貸主が国頭の〇〇氏、借りられる方が、国頭の〇〇氏です。契約開始日は令和6年1月1日からの10年間です。

続いて、議案48号にいきます。7ページ目をお願いします。こちらは公社経由の契約になります。

申請番号1番、和大当〇〇、892㎡他1筆、合計2筆で面積が2372㎡です。

こちらは更新の契約になりまして、貸す方が和泊の〇〇氏。借りられる方が、〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号2番、畦布船島〇〇、2679㎡、他1筆合計2筆、全面積3768㎡です。こちらが更新の契約になりまして使用貸借で貸す方が、和泊の〇〇氏。借りられる方が畦布の〇〇氏です。

契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

続いて8ページです。

申請番号3番、畦布船島〇〇、4523㎡他4筆合計5筆の全面的7303㎡です。

こちらは、更新の使用貸借の契約になります。貸す方が和泊の〇〇氏。

借りられる方が畦布の〇〇氏で、契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号4番、畦布稻瀬戸〇〇、1616㎡他3筆合計4筆、全面積5328㎡です。

こちらも更新の契約になりまして、貸される方が、畦布の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏で、契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号5番、畦布与名原〇〇、950㎡、他3筆合計4筆、全面積5766㎡です。こちらも更新の契約になりまして、貸される方は、龍郷町にお住まいの〇〇氏です。借りられる方は畦布の〇〇氏です。こちらも令和5年12月31日からの6年間の契

約になります。

申請番号6番、畦布芋窪〇〇、3077 m²です。

こちらは更新の契約になりまして、貸される方が和泊の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号7番、畦布木津勘〇〇、1111 m²他2筆、合計3筆全面積7613 m²。こちらにも更新の契約になりまして、貸される方が和泊の〇〇氏、借りられる方が畦布の〇〇氏で、こちらにも契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号8番、畦布名波武多〇〇297 m²、他1筆、合計2筆で、全面積4025 m²です。こちらにも更新の契約になりまして、貸される方が和泊の〇〇氏、借りられる方が畦布の〇〇氏で、こちらにも契約開始日令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号9番、畦布大工棚〇〇、1080 m²。他2筆合計3筆、全面積が4974 m²。こちらにも更新の契約になりまして、貸される方が和泊の〇〇氏、借りられる方が畦布の〇〇氏で、こちらは使用貸借になります。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間です。

申請番号10番、畦布名波武多〇〇、1689 m²他1筆合計2筆で合計面積3675 m²。こちらにも更新の契約になりまして貸される方が畦布の〇〇氏、借りられる方が畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

申請番号11番、畦布木津勘〇〇、741 m²他7筆、計8筆で、全面積11332 m²です。こちらは更新の使用貸借契約になりまして、貸される方が畦布の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間になります。

13ページ申請番号12番、畦布打浜〇〇、2241 m²他5筆、計6筆で全面積9595 m²です。こちらは更新の使用貸借契約になりまして、貸される方が畦布の〇〇氏、借りられる方が畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日から6年間の契約になります。

申請番号13番、畦布山道〇〇、3554 m²、他5筆、計6筆で全面積12491 m²。こちらの更新の使用貸借の契約になりまして、貸される方が手々知名の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間です。

申請番号14番、畦布名川〇〇、1868 m²、他2筆合計3筆で全面積7411 m²です。こちらにも更新の使用貸借になりまして、貸される方が福岡市にお住まいの〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間です。

続いて、申請番号15番、畦布神屋当〇〇、面積3083 m²です。こちらにも更新の使用貸借の契約になりまして、福岡市にお住まいの〇〇氏から、借りられる方が和泊の〇〇氏。契約開始日は令和5年12月31日からの6年間です。

申請番号16番、畦布上屋武川〇〇、2463 m²、こちらにも更新の貸貸借になりまして、貸される方が畦布の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏です。契約開始日は令

和5年12月31日からの6年間です。

続いて16ページです。

申請番号17、畦布与名原〇〇、1540㎡、他2筆合計3筆で、全面積6850㎡です。こちら更新の賃貸借になりまして、貸される方が畦布の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏。契約開始日は令和5年12月31日からの6年です。

申請番号18番、畦布山道〇〇、面積4801㎡です。こちらは更新の賃貸借になりまして、貸される方が畦布の〇〇氏、借りられる方が、畦布の〇〇氏で、契約開始日は令和5年12月31日からの6年間です。

○野村会長

ちょっと皆さんに伺いたいのですが、これから先は谷山の集積の分なんですよ。それを全部読み上げた方がいいのか。本来はこれ読み上げないといけないと思うんですけど。

○三島委員

別にいいじゃないですか、皆さん目を通しているから。

○野村会長

大江さんなんか変わったり、おかしいっていう所はありますか。

○大江委員

ないです。

○野村会長

集積の部分は省いていきましようか。

(異議なしの声)

はい。

それはそれでいきたいと思います。

○名越係長

すみません、では畦布まで読み上げます。

17ページの申請番号19番、畦布腰原〇〇、1866㎡他1筆計2筆で合計面積3365㎡、こちら更新の賃貸借になりまして、貸主が畦布の〇〇氏、借りられる方が畦布の〇〇氏。契約開始日は令和5年12月31日からで6年間です。

申請番号20、畦布城前〇〇、1438㎡、こちら更新の賃貸借になりまして、貸主は畦布の〇〇氏、借りられる方は畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和5年12月30日からで6年間です。

すみません、18ページからは谷山の集積なので、省かせていただきます。では41ページをお開きください。

申請番号 59 番です。畦布前島〇〇、348 m²、他 6 筆計 7 筆、全面積 6410 m²です。こちらは新規の契約になりまして、貸される方が和泊の〇〇氏。相続未登記地なので一応契約者は〇〇氏です。借りられる方は畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和 5 年 12 月 31 日からの 6 年間になります。

申請番号 60 番、畦布稲瀬戸〇〇、350 m²、他 2 筆計 3 筆で全面積 4382 m²です。こちらは新規の契約になりまして、貸される方は、和泊の〇〇氏。借りられる方が畦布の〇〇氏です。契約開始日は令和 5 年 12 月 31 日からの 6 年間です。

申請番号 61 番、畦布上屋武川〇〇、1138 m²他 4 筆、計 5 筆、全面積 8819 m²です。こちらでも新規の契約になりまして、兵庫県にお住まいの〇〇氏から、和泊の〇〇氏への賃貸借契約です。契約開始日は令和 5 年 12 月 31 日からの 6 年間です。

申請番号 62 番、畦布上屋武川〇〇、384 m²、こちらでも新規の契約になりまして、畦布の〇〇氏から、和泊の〇〇氏への賃貸借契約です。契約開始日は令和 5 年 12 月 31 日からの 6 年間になります。

次、続いて議案第 49 号、45 ページをお開きください。所有権移転になります。

申請番号 1 番、国頭鶴ノ窪〇〇、面積 4166 m²。鹿児島県地域振興公社から、すみません、ちょっと住所西原と書いてありますが、正しくは国頭です。国頭に引っ越しをされました〇〇氏です。引き渡し時期は令和 6 年 1 月 12 日となっています。

続いて申請番号 2 番、谷山松袋〇〇、812 m²、他 3 筆合計 4 筆、合計面積が 5708 m²です。こちらでも鹿児島県地域振興公社から永嶺の〇〇氏への所有権移転になります。土地の引き渡し時期は令和 6 年 2 月 9 日です。

次のページ 46 ページです。

申請番号 3 番、玉城インカマ〇〇、面積が 2220 m²です。

こちらは兵庫県尼崎市にお住まいの〇〇氏から、鹿児島県地域振興公社への所有権移転です。土地の引き渡し時期は令和 6 年 1 月 15 日となっております。以上です。

○野村会長

はい。お疲れ様でした。それでは最初に戻ってください。新規の分だけ説明してください。

○西村局長

5 ページ、4 番。

○野村会長

これは東さんだね。

○東委員

ここを借りるのは〇〇氏なのですが、今度、認定の新規就農者ということで、お

父さんが、この後を一緒に見ることになっていますが、お父さんが牛、畜産を全面的にやられており、認定の新規就農者だと、畜産以外のこともしなきゃいけないということで、じゃがいもの栽培をしようということで、〇〇氏からこの土地を借りてじゃがいも栽培をする計画にしています。

○西村局長

〇〇さんが使っていた土地という事ですね？

○東委員

そうですね。

そこを子供が契約するという事です。

○野村会長

谷山の集積はいくらに、何%になっているの。

○名越係長

62%くらいです。

○西村局長

45 ページの〇〇氏が最後、A t o A で谷山の集積にはいる。

2月28日契約で、2月の総会に出てきます。

○野村会長

はい。次41 ページ、三島さん。

○三島委員

59 番〇〇さんと〇〇さんは、〇〇さんはもうリタイアしまして、自分の親戚ということで、〇〇さんと。その次に申請番号60の〇〇さんとも2人で決めてありました。当人同士で。

61 番は〇〇さんというんですけども。

前は〇〇さんが借りていたんですけども、これがもう契約切れで今度新しく〇〇さんに貸すということで。〇〇さんのお母さんと、〇〇さんが友達ということで当人同士で決めてありました。

62 番〇〇さんと〇〇さん、これも当人同士で決めてありました。

○野村会長

以上ですけど何か質問ありますか。

○大福委員

9ページの6番、15ページの14~16の中の〇〇さんのところ。非担い手とありますけど。この非担い手ってあまり聞いたことないけど。

○西村局長

はい。

わかりました。説明します。ちょっと今回から出てきました担い手かどうかっていうことで。担い手というのが、認定農業者、新規認定就農者。

今、言ってた〇〇さんとかああいう若い人達、新しく農業する後継者などです。あと基本構想水準到達者、以前、認定農業者の申請をして、その後、現時点で更新をしていない。認定農業者は経営を改善するということで認定農業者の申請を出します。そののち、経営改善できたということで、更新、申請をしなかった、一応基本構想水準に到達している人たちです。ということで、この三つの方々を担い手と言います。

で、この人たちに、8割9割農地を集めましょうっていうのが国、県、町の目標です。それ以外の人たちを非担い手という呼び方をします。

この三つの担い手に入っていない方々は、ここに非担い手という形で出てきます。

○野村会長

どこからか、そういう表記をしなさいって指示があったのですか？今まではしてなかったですね。

○西村局長

いや指示はなかったです。指示があつてしたわけではなくて、いろいろ私たちが総会資料をもとに集計をするのですが、そのたびに、この人は非担い手か担い手かと分けないといけないので、ここに表記してあると集計しやすいということもあります。次からずっと出てくると思います。

○先山主査

みなさんは、最適化活動をしていますよね。その最適化活動は、担い手に新規で集積した面積をカウントするっていうので、集積の目標の面積を皆さん持ってますよね。活動日誌の最初のページに書いてあります。それに向けて皆さん集積されてると思います。絶対その方にしないといけないというわけではないですが、なるべくその目標にむかって、担い手さんに新規で集積しましょうということでこちらに表示してもらいました。それが見てわかるようにということです。

○大福委員

この中間管理機構というのは、今までは非担い手には貸さないさないようにしとったと記憶してるんですけど、地域協力、地域集積以外はね。なので、今回何で借りれたのかなと思って。

○西村局長

皆さんが作ってる、基盤強化法の相対の契約は担い手にしましょうと。公社は逆に非担い手や非農家でも借りれます。ということで公社は何でもいけるっという話でした。前最初に僕が説明しましたが、相対は担い手、公社は誰でもいい、ということでやっています。

○大福委員

なんか、間違えていた。
いや、今までその逆で動いてたけど。

○西村局長

売買についてはもう公社。担い手になっている認定農業者ということです。

○川畑委員

ごめんなさい。
下限の5反がなくなって？

○西村局長

下限の5反は農地法だけなので、もともと基盤強化法と公社は下限面積はないんですよ。

○先山主査

地域集積した時に、非担い手でもやりましたよね。

○西村局長

野菜畑でも。多分契約したと思うんですよね。AtoAで。

○大福委員

いや、だから、地域集積のあれは特別やからあの時だけ。非担い手でもOKかなって思っていた。いやそれをそうずっと今まで何十年もそれでやってきたんじゃないかなって思いましたけど。

○川畑委員

ちょっともう1回整理してください。相対、農業委員会を通してのやつは担い手、で公社は基本は誰でも良い。

○西村局長

農地法の売買なので、委員の皆さんは現地確認以外は携わらない、申請は関係ないです。その相対基盤法が、来年度まであと1年ですね、それ以降はもう契約できない、あとは全て公社になる。

そうなった場合に、公社の受け入れがどうかというのはちょっと気にはなるんですが、今のところ、非担い手はいけないっていうのはないと思うので。できるのかなと思います。

○野村会長

集積が誰でもいいってことじゃないだろう。

○西村局長

そういう意味ではなく、常にですね。非農家も受け入れる、受けると。借り受ける方がいれば受ける、その中間に入るだけなので。

○野村会長

そういうことだそうです。ややこしいけど。他に何か質問ありますか。なければ全部一緒に採決をしたいと思います。よろしいですか。

47号48号49号、承認してよろしいですか。

はい。（全員挙手）

○野村会長

はい。それでは承認したいと思います。

次、議案の第50号農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

48ページをご覧ください。

売りのあっせんで、整理番号1、永嶺の宇宿当〇〇、面積が1705㎡で、農振法の内
で基盤整備が済んでいます。畑かんもあります。申し出者は永嶺にお住まいの〇〇
氏です。希望価格は〇万から〇万ということです。

続いて整理番号2番、国頭の平安潤〇〇、3305㎡他6筆計7筆の5909㎡。農振
法の外と内があります。基盤整備が終わっているところと終わっていないところもあ
りまして、また畑かんがある、ないもあります。

これ以前平成28年29年ぐらいに一度売りのあっせんを出していた方みたいで、農
業委員さんも新しく変わったってということで、再度出していただいた方です。申し
出者は大阪市にお住まいの〇〇さんです。希望価格は、相場をお願いしますという

ことです。

次が 51 ページですね、今度は買いたいのあっせんです。

整理番号 1 番、申出者は国頭の〇〇さんで、土地は国頭喜美留和泊で、各 10000 m²です。価格については相場ということです。認定新規就農者です。

整理番号 2 番、申出者は国頭の〇〇さんです。土地は国頭で 3000 m²です。

この方、認定新規就農を申請中であります。

次に 52 ページですが、あっせんの取り下げについてです。

整理番号 1 番、国頭前田原〇〇、3902 m²です。申し出者は国頭の〇〇さんです。令和元年 7 月の総会で売りのあっせんを出しておりましたが、家族で話し合い、財産として残したいということで、今回取り下げということになっております。

あっせんは以上です。

○野村会長

はい。

それで一番からいきたいと思います。

○名越係長

写真は 49 ページに載せてあります。

○野村会長

(スクリーンを見て) 太い赤の所だけでも、その方向にずーっとなってるのは石垣。

○西村局長

上は平張りです。

○野村会長

いいですか。

他に聞きたいことありますか。

それではあっせん委員を決めたいと思います。私と亘さんいいですか。

○野村会長

あっせん価格は、希望は〇～〇万でいきたいって思います。現在は〇〇さんがやっています。

次 2 番、まずあっせん委員は国頭の 3 名の方。あっせん価格どうしますか、一つずつ決めますか。

○今井委員

面積が広いところと少ないところ、また畑かんのあるところとないところがある

ので、売るにあたって、全面積でいきいたいと考えているので、分けずに〇万からで。今年その道路沿いで反当たり〇万で売れた畑があるので、上限を〇として〇から〇万です。

○野村会長

〇万から〇万で。

○名越係長

次の地図は 50 ページに載せています。

○西村局長

国頭小学校の下のため池の横に 4 つです。

○野村会長

これは誰が。

○今井委員

〇〇さん。

そこ以外は、他は〇〇さんです。隣に牛舎があるんですけど、〇〇さんの牛舎です。

○三島委員

牛舎の入り口の三角のところはどうなってるの。何畝くらいあるの？何か作っているの？

○西村局長

いや、遊休地です。歩道が出来て削られて余計小さくなってるので。使えない。もうタダでもいいから使ってって言っていますが。

○野村会長

あっせん委員は国頭 3 名で、相場は〇から〇だと、結構幅があってその条件も違いますので、その話をしたときに、各筆で決めていくという事でいいですか。

(同意の声)

そういうことにしたいと思います。

次が 51 ページ。

借りのあっせん。あっせん委員は、1 番目は国頭と喜美留と和泊、2 番は国頭の 3 人いいですか。

(異議なしの声)

価格は〇万から〇万でいいんじゃない。

もっとしますか。相場だから〇から〇ぐらいで。いいですか。

○川畑委員

○万くらいじゃなかったかな。

○野村会長

○円ぐらいだそうです。○から○円ぐらいで行きたいと思います。

関係ないんですけど。

さっきの売りのあっせんの国頭の○○さん。29年くらいにでたでしょ。あの時どれぐらい違う？

○名越係長

本人から連絡がありまして、お墓とかも全部処分したので、畑だけしか残ってないので、できたら早く処理をしたいっていうことでした。

○野村会長

その畑の単価がどれぐらい違うのかなと。8年前ですね。覚えてないですよ。

はい。いいです。3町ぐらい欲しいってことだよ。どっかで買えばいいのにな。

○西村局長

やっぱり買うとなるともっとお金が必要となると、なかなか現実をみて考えるとおもいます。

○野村会長

はい、わかりました。

次、あっせんの申し出の取り下げ、これも目通しでお願いします。合意解約にも目を通してください。それで一応議案を終わりますけど何か質問ありますか。

なければその他が終わった後に研修会をしたいと思います。

その他、次期総会が1月の23日（火）9時からここにあります。議案提出締切が15日（月）、現地確認が16日（火）、発送が18日（木）です。

以上で終わりですが、他に何かありませんか。

（なしの声）

以上を持ちまして、本日の総会を終わります。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.